

令和7年第2回尾張北部環境組合議会 定例会議録

会期 令和7年10月29日（水曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第12号 尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例の全部改正について
 - 日程第5 議案第13号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第6 議案第14号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
-

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	光清 毅 君
第3番	増田 修治 君	第4番	堀 元 君
第5番	伊藤 吉弘 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	江幡満世志 君	第8番	酒井 一平 君
第9番	飯田 正志 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	大河原光雄 君	第12番	市橋 英男 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	仙田 裁也 君	書記	松浦 克哉 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	原 欣伸 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	梶田 博志 君	識見監査委員	間宮 勝則 君
犬山市経済環境部長	小池 信和 君	犬山市環境課長	疋地 利哉 君
江南市経済環境部長	平野 勝庸 君	江南市環境課長	相京 政樹 君
大口町まちづくり部長	佐橋 竜午 君	大口町環境対策室長	滝 和彦 君
扶桑町生活安全部長	長谷川明夫 君	扶桑町環境課長	池田 聰 君

事務局長 石坂 育己 君 総務課副主幹 小川 誠二 君
総務課主査 大橋 知明 君 総務課主査 倉知 嗣人 君

◎開会の宣告

○議長（大河原光雄君） ただいまから令和7年第2回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、全員協議会に引き続き御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例の全部改正についてをはじめ3議案でございます。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切な議決をされますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会の挨拶といたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

大変お疲れのところ、全員協議会に引き続きまして御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたびの定例会で御審議をお願いいたします案件は、ただいま議長さんから御報告がありましたとおり、尾張北部環境組合議員の旅費に関する条例の全部改正についてをはじめ3議案でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重に御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大河原光雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、3番 増田修治議員、9番 飯田正志議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しま

した会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大河原光雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第12号から議案第14号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第4、議案第12号 尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例の全部改正についてから日程第6、議案第14号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでを議題といたします。

続いてお諮りいたします。これより当局から3議案を一括で提案理由の説明を行っていただいた後、1議案ごとに質疑を行い、全議案の質疑が終わったところで、1議案ごとに討論、採決を進めてまいりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。それでは、3議案一括の提案理由の説明の後、1議案ごとに質疑を行うことといたします。

日程第4、議案第12号 尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例の全部改正についてから日程第6、議案第14号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議案第12号について御説明いたしますので、議案書の1

ページをお願いいたします。

令和7年議案第12号 尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例の全部改正についてでございます。

尾張北部環境組合職員等の旅費に関する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の適正な支出の確保を図るため改正する必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員等の旅費に関する条例（案）でございます。

第1条は趣旨について規定するもので、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は定義について規定するもので、第1号の職員から第9号の旅行役務提供者まで、この条例における用語の意義を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第3条は旅費の支給について規定するもので、旅費の支給要件、支給対象者等を定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第4条は旅行命令等について規定するもので、旅行命令の手続、旅行命令簿の記載等について定めるものでございます。

第5条は旅行命令等に従わない旅行について規定するもので、公務上の必要または天災その他やむを得ない場合における事項を定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第6条は旅費の計算について規定するもので、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算するという計算の原則を定めるものでございます。

第7条は旅費の請求手続について規定するもので、請求書及び必要な書類の添付など手続に関する事項を定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第8条は旅費の種目について規定するもので、次の第9条から第19条にかけて、各種目内容等を規定しております。

各種目については、主な変更内容を御説明させていただきます。

第9条は鉄道賃について規定するもので、第2号の急行料金及び第4号の座席指定料金にお

ける現行の距離制限が廃止となるものでございます。

第10条は船賃について規定するもので、船舶の利用に必要な費用を支給対象といたしますが、運賃の額の上限につきましては、運賃の等級が区分された船舶で移動する場合には、現行の役職に応じた旅費支給に代わり原則最下級の運賃の額に変更となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第11条は航空賃について規定するもので、現行の現に支払った旅客運賃に代わり航空機の利用に必要な費用を支給対象としますが、運賃の額の上限については、運賃の等級が区分された航空機で移動する場合には原則最下級の運賃の額に変更となるものでございます。

第12条はその他の交通費について規定するもので、現行の車賃から名称を改めるとともに、公務上必要な移動に要する費用に変更となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第13条は宿泊費について規定するもので、現行の宿泊料から名称を改めるとともに、定額支給から上限付実費支給に変更となるものでございます。

第14条の包括宿泊費につきましては、新たな種目として規定するもので、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる、いわゆるパック旅行の費用について支給可能となるものでございます。

第15条は宿泊手当について規定するもので、現行の日当から名称を改めるとともに、1日当たりの定額支給から1夜当たりの定額支給に変更となるものでございます。

第16条の転居費及び9ページの第17条の家族移転費につきましては、新たな種目として規定するもので、職員の赴任に伴う職員本人及び同居家族の転居費用について支給可能となるものでございます。

第18条は渡航雑費について規定するもので、外国旅行に要する雑費について支給可能となるものでございます。

第19条は死亡手当について規定するもので、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用について支給可能となるものでございます。

第20条は退職者等の旅費について規定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第21条は遺族の旅費について規定するものでございます。

第22条は外国旅行の旅費について規定するもので、国家公務員の外国旅行の例によるものでございます。

第23条は旅費の支給額の上限について規定するもので、定額支給の種目を除き、各種目の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とするものでございます。

第24条は旅費の調整について規定するもので、特別の事由等により減額調整または増額調整を行うことができるものでございます。

第25条は旅費の特例について規定するもので、労働基準法の規定による旅費を特例として支給するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第26条は旅費の返納について、第27条は委任について規定するものでございます。

次に、附則でございます。

附則第1項は施行期日について規定するもので、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は経過措置について規定するもので、改正後の尾張北部環境組合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものでございます。

附則第3項から第6項の規定における条例の一部改正につきましては、今回の条例改正に伴い所要の整備を図るもので、改正内容につきましては13ページから15ページにかけて新旧対照表を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

議案第12号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第13号について御説明をいたしますので、議案書の17ページをお願いいたします。

令和7年議案第13号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正といたしまして、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を掲げておりますが、内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

設計・施工監理業務及びごみ処理施設整備工事におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更請求により増額の変更契約の必要が生じましたので、期間と限度額について定めるものでございます。

期間といたしましては、それぞれ令和8年度から令和9年度まで、限度額としましては、設計・施工監理業務については2,465万円、ごみ処理施設整備工事については33億1,192万6,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2. 岁入でございます。

1款分担金及び負担金において、683万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、ごみ処理施設建設費負担金を減額するもので、構成市町の負担金の減額につきまして、23ページ説明欄の表のとおりでございます。

次に、3款繰越金において、683万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、令和6年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額の繰越金によるものでございます。

議案第13号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第14号について御説明をいたしますので、25ページをお願いいたします。

令和7年議案第14号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

27ページからは、令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算書及び附属資料を掲げております。

29ページをお願いいたします。

ここから31ページまでは、歳入歳出決算総括表でございます。

30ページをお願いいたします。

歳入でございます。

予算現額は11億2,705万2,000円、調定額及び収入済額はともに11億2,705万1,508円で、不納欠損額及び収入未済額はございません。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

予算現額は11億2,705万2,000円、支出済額は10億8,878万8,344円、翌年度繰越額は、繰越明許費で3,142万9,000円、不用額は683万4,656円でございます。

備考欄でございますが、歳入歳出差引残額の3,826万3,164円のうち、翌年度繰越額である繰越明許費3,142万9,000円を除く683万4,164円が令和7年度へ繰越しされるものでございます。

33ページをお願いいたします。

ここから38ページまでが一般会計歳入歳出決算書でございます。

34ページ、35ページには歳入の款項の金額、36ページ、37ページには歳出の款項の金額を掲げております。38ページには歳入歳出差引残額を掲げております。

次に、39ページをお願いいたします。

ここから49ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

歳入決算でございます。

初めに、1款分担金及び負担金は、予算現額、調定額、収入済額とともに3億9,682万1,000円で、その内容は議会運営費、ごみ処理施設建設費及び地域振興事業費に係る構成市町からの負担金でございます。

次に、2款国庫支出金は、予算現額、調定額、収入済額とともに1,409万4,000円で、その内容は循環型社会形成推進交付金に係るもので、設計・施工監理業務委託料及びごみ処理施設整備工事請負費に対する補助金でございます。

次に、3款繰越金は、予算現額2,673万6,000円、調定額、収入済額はともに2,673万6,508円で、その内容は前年度からの繰越金でございます。

次に、4款諸収入は、予算現額1,000円、調定額、収入済額はともに0円でございます。

次に、5款組合債は、予算現額、調定額、収入済額とともに6億8,940万円で、財政融資資金における一般廃棄物処理事業債に係るもので、設計・施工監理業務委託料及びごみ処理施設整備工事請負費に対する借り入れでございます。

以上が歳入決算の内容でございます。

続きまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

初めに、1款議会費につきましては、予算現額26万4,000円、支出済額17万8,155円、不用額8万5,845円でございます。

1款議会費の主な歳出といしましては、12節委託料の会議録作成業務委託料でございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

2款総務費につきましては、予算現額7,616万1,000円、支出済額7,205万560円、不用額411

万440円でございます。

2款総務費の主な歳出といたしましては、1目一般管理費では、1節報酬のうち会計年度任用職員費の報酬、10節需用費のうち印刷製本費で組合だよりの発行費、11節役務費のうち折込手数料で、組合だよりを構成市町の広報紙へ折り込むための手数料。

46ページ、47ページをお願いいたします。

12節委託料のうち例規集システム維持管理委託料、13節使用料及び賃借料のうち事務所使用料、複合機借上料及びコンピュータ機器借上料、18節負担金補助及び交付金の派遣職員人件費負担金が主な歳出となります。

次に、2目公害防止委員会費では、1節報酬の委員報酬、その下、2項1目監査委員費では、1節報酬の監査委員報酬が主な歳出となります。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

3款建設事業費につきましては、予算現額10億4,962万7,000円、支出済額10億1,655万9,629円、繰越明許費3,142万9,000円、不用額163万8,371円でございます。

3款建設事業費の主な歳出といたしましては、12節委託料のうち出入路詳細設計業務委託料及び設計・施工監理業務委託料、14節工事請負費のごみ処理施設整備工事請負費及び出入路整備工事請負費、18節負担金補助及び交付金の地域振興事業費負担金が主な歳出となります。

次に、4款予備費につきましては、充当はございませんでした。

51ページをお願いいたします。

ここから52ページにかけまして、実質収支に関する調書、53ページから56ページにかけましては、財産に関する調書を掲げております。また、57ページから65ページにかけましては、令和6年度決算に係る主要施策の成果報告書を掲げております。

議案第14号の説明は以上でございます。

これで提出議案についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大河原光雄君） 続きまして、監査委員から決算審査について報告を求めます。

間宮勝則監査委員。

○識見監査委員（間宮勝則君） 皆様、初めまして。

7月の臨時会において議員の皆様に御審議いただき、監査委員として選任いただきました扶桑町の間宮勝則と申します。当組合の監査委員として職責を全うできるよう誠心誠意努めてまいりますので、関係各位の御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

これより着座にて失礼いたします。

それでは、岡監査委員さんのお許しを得まして、決算の審査結果を御報告させていただきます。

令和7年8月28日、江南市防災センター3階仮眠待機室において、令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿、証書類及び提出された資料と照合し、併せて関係職員の説明を求めて審査を実施しました。

審査の結果、審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び附属資料は、いずれも関係法令に基づき調製されており、その計数は正確であり、予算の執行においても適正に行われているものと認められました。

以上で決算審査の御報告とさせていただきます。

○議長（大河原光雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑を行います。

なお、質疑は、尾張北部環境組合議会規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

まず、議案第12号 尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例の全部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第13号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第14号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の質疑を終結いたします。

以上で日程第4、議案第12号から日程第6、議案第14号までの議案に対する質疑は終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前11時22分 休憩)

○議長（大河原光雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前11時24分 再開)

○議長（大河原光雄君） これより1議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第12号 尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例の全部改正についてに対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第12号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第13号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第13号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第14号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第14号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、終始熱心な御審議をいただき、全ての案件に対し適切な議決をされまして無事閉会できること、厚く御礼申し上げます。

組合当局におかれましては、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 本日は長時間にわたりまして、慎重に御審議を賜りありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御議決をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大河原光雄君） これをもって、令和7年第2回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時27分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 大河原 光雄

議 会 議 員 増田 修治

議 会 議 員 飯田 正志